



白井市水道事業について

令和4年8月1日（月）

令和4年度 第1回白井市上下水道事業審議会



水道事業とは？





①近代水道の始まり

近代における水道は明治20年（1887年）に完成した横浜の水道に始まります。
その後、函館、長崎、大阪、東京、神戸などの開港場に次々布設されます。



これは

外国との貿易の活性化に伴うコレラなどの
伝染病の流行に対処するため

衛生の確保



②水道の目的

「水道事業」には水道法で定められた目的があります。（昭和32年制定）

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

24時間365日、いつでも蛇口をひねると「安心・安全な水」が出る





③水道の経営

「水道事業」は地方公営企業が経営する企業です。
地方公営企業法が適用（昭和27年制定）

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

サービス提供に対する対価として料
金を受け取り、そして継続させる
独立採算制を原則としている



④地方公営企業の意義

水道・下水道・病院・地下鉄etc…存在理由は

■日常生活に欠くことのできないサービスとして安定的・継続的に供給する必要があり、利潤の有無に関係なく実施する必要がある事業。

■施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投資資金の回収に長期間を要するため、民間資本の進出が期待できない事業。

■日常生活の環境整備など、地方公共団体が行う一般行政事務との密接な関連に基づいて実施することが適当な事業。



等が挙げられます



白井市水道事業の概要

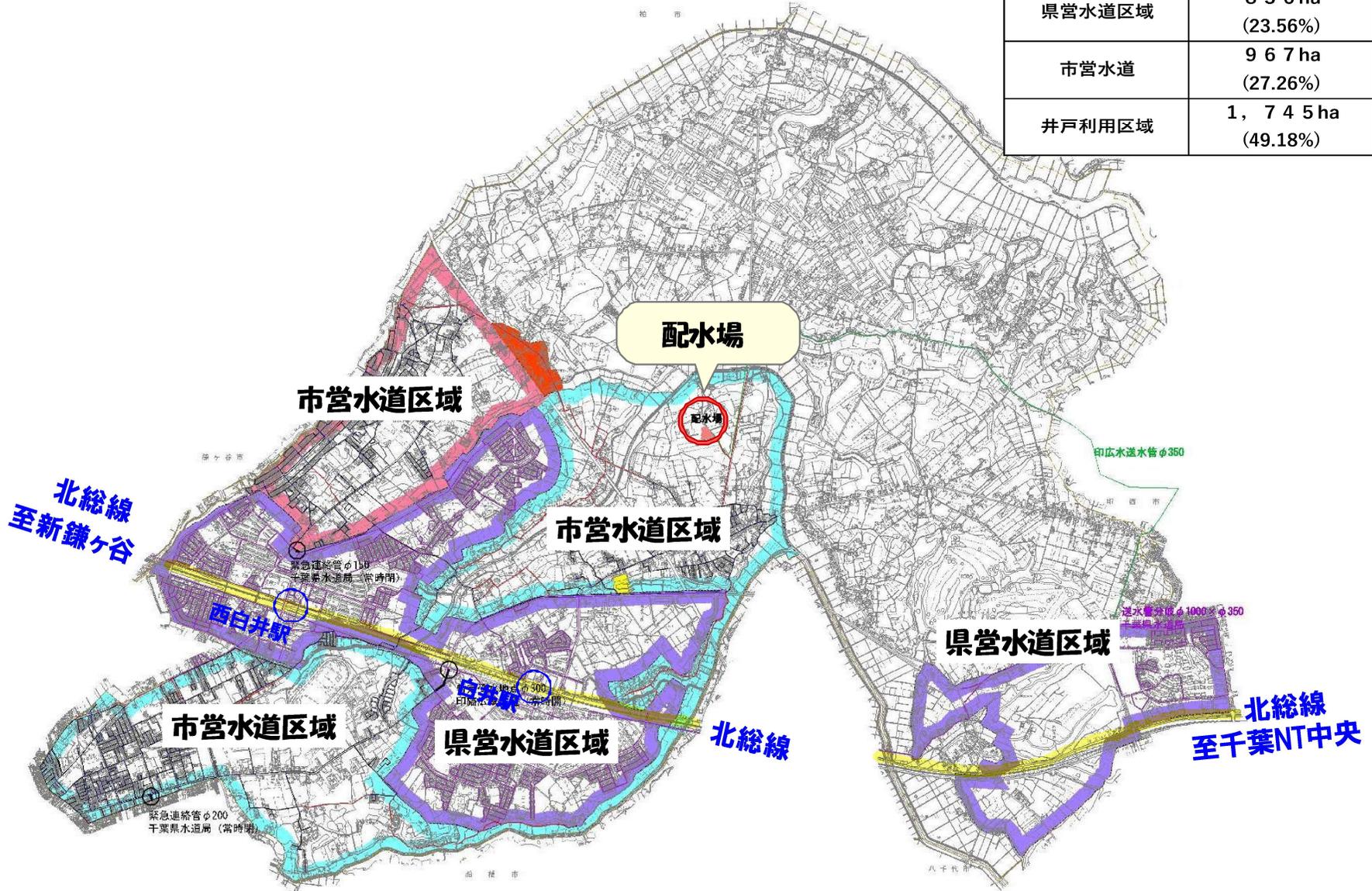




沿革

- 昭和59年 白井町の町営水道が始まる
- 昭和62年 富士地域から給水開始
その後、白井、西白井、富塚…各地域順次給水開始
- 平成 9年 区画整理事業に伴い、西白井地区の拡張
- 平成13年 町から市へ（市制施行）
- 平成28年 配水場建設着工
- 平成30年 配水場完成
平成31年4月から市営水道区域全域配水開始
- 令和 2年 経営基盤強化のため、水道料金改定
平均改定率15%改定
- 令和 2年 白井市上下水道事業経営戦略策定
（令和3年度～令和12年度）

行政面積	3, 5 4 8 ha
県営水道区域	8 3 6 ha (23.56%)
市営水道	9 6 7 ha (27.26%)
井戸利用区域	1, 7 4 5 ha (49.18%)



■ 給水人口 19,886人

県営水道人口	35,136人
市内人口	63,012人

市内全体普及率 87%

■ 給水戸数 8,051戸

県営水道戸数	14,204戸
市内戸数	26,262戸

■ 給水量

年間給水量 1,827,419m ³	有収水量 1,795,247m ³	有収率 98.2%
	無収水量等 32,172m ³	無収率 1.8%

白井配水池
約609杯分

水道料金収入に
つながった水量

漏水、消防などで使用
(料金収入にならなかった水量)

※1m³ (1,000L) =500mlペットボトル×2,000本

■配水管総延長 約101 km

第142期配水管布設工事（富士地先）

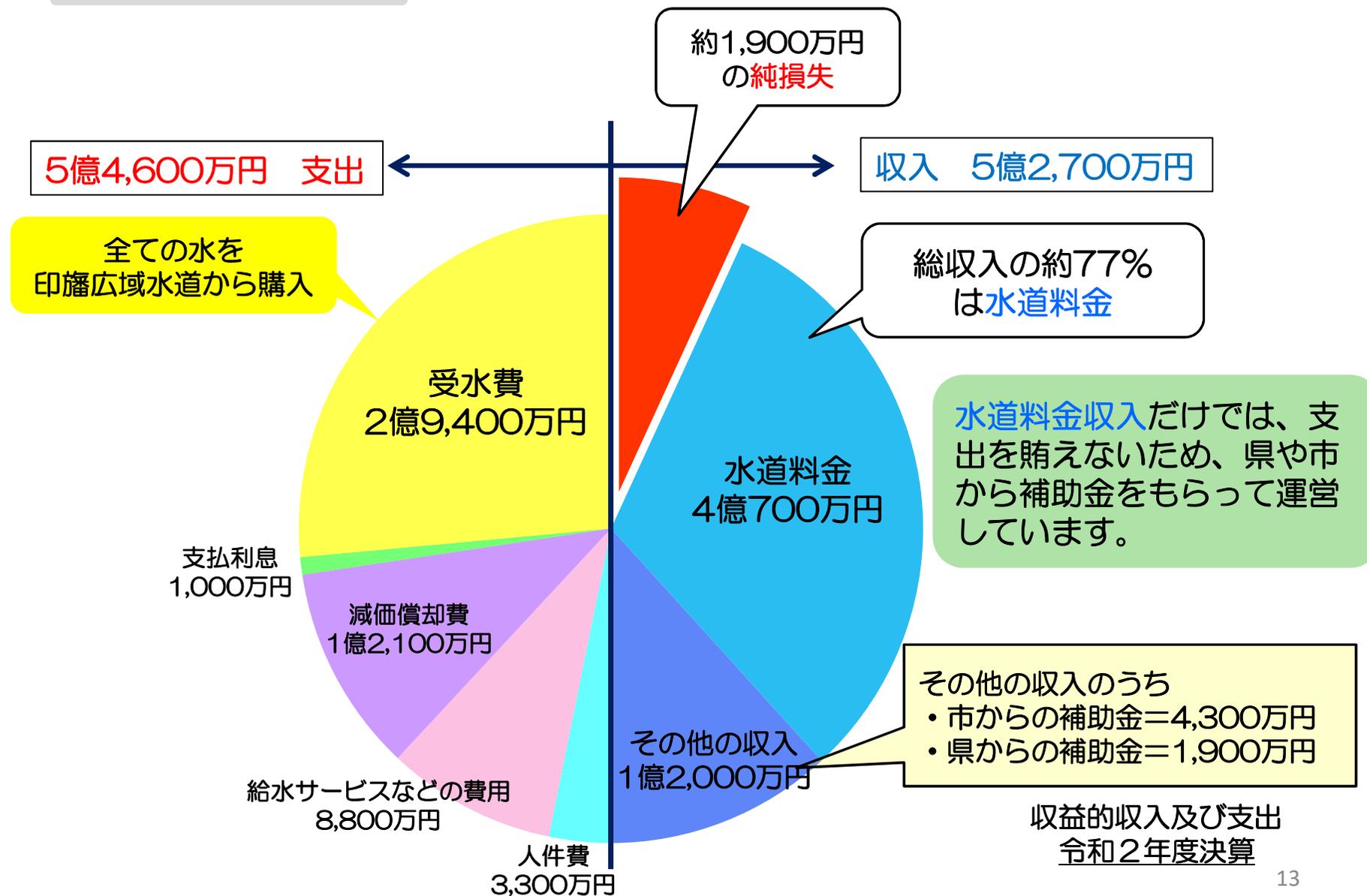


配水管洗浄作業業務（H29年度～R3年度）





■会計…経理は企業会計方式



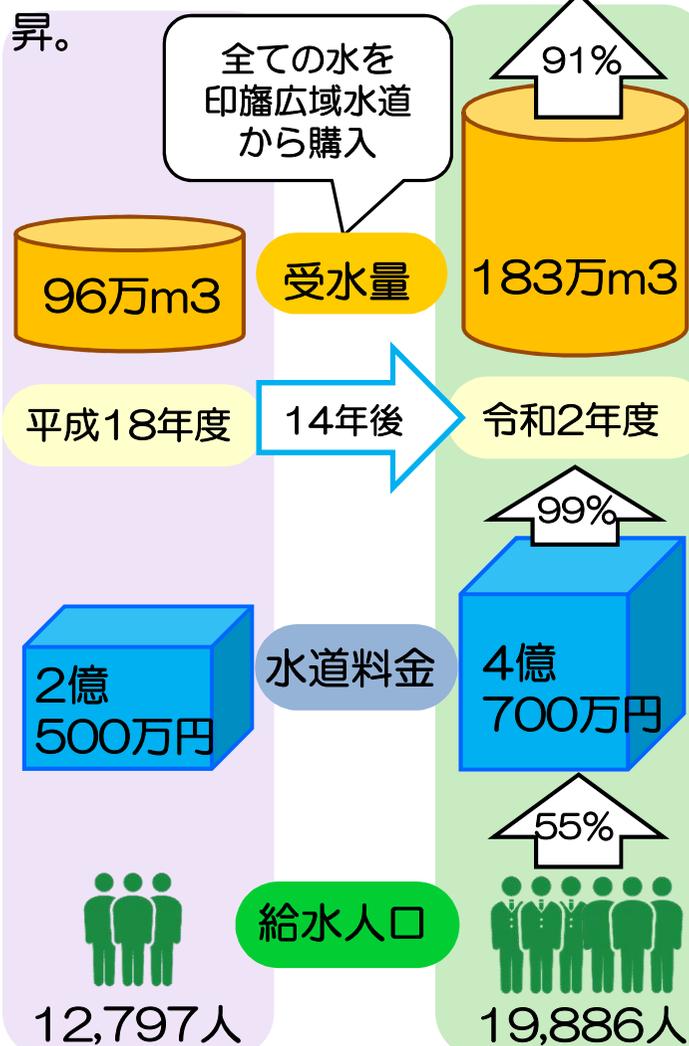
類似団体との経営比較

項目	白井市	類似団体平均	項目の説明
料金回収率	80.9%	84.4%	<p>料金回収率は、水道料金で費用をどの程度賄えるかを示したものです。</p> <p>100%未満の場合、水道料金だけでは全ての費用を賄えない「逆ザヤ」となっています。</p>
受水費割合	54.0%	47.9%	<p>費用全体の中で、受水費が占める割合を示したものです。</p> <p>白井市は、水源となる井戸を保有していないため、受水費割合が大きくなっています。</p>
※類似団体平均は、総務省地方公営企業経営指標より出典			



水道事業の現状と課題

■料金改定により、受水量の増加に対して、水道料金の増加幅が上昇。



■今後、人口は微増して、横ばいの見込み。大幅な料金収入は見込めない。



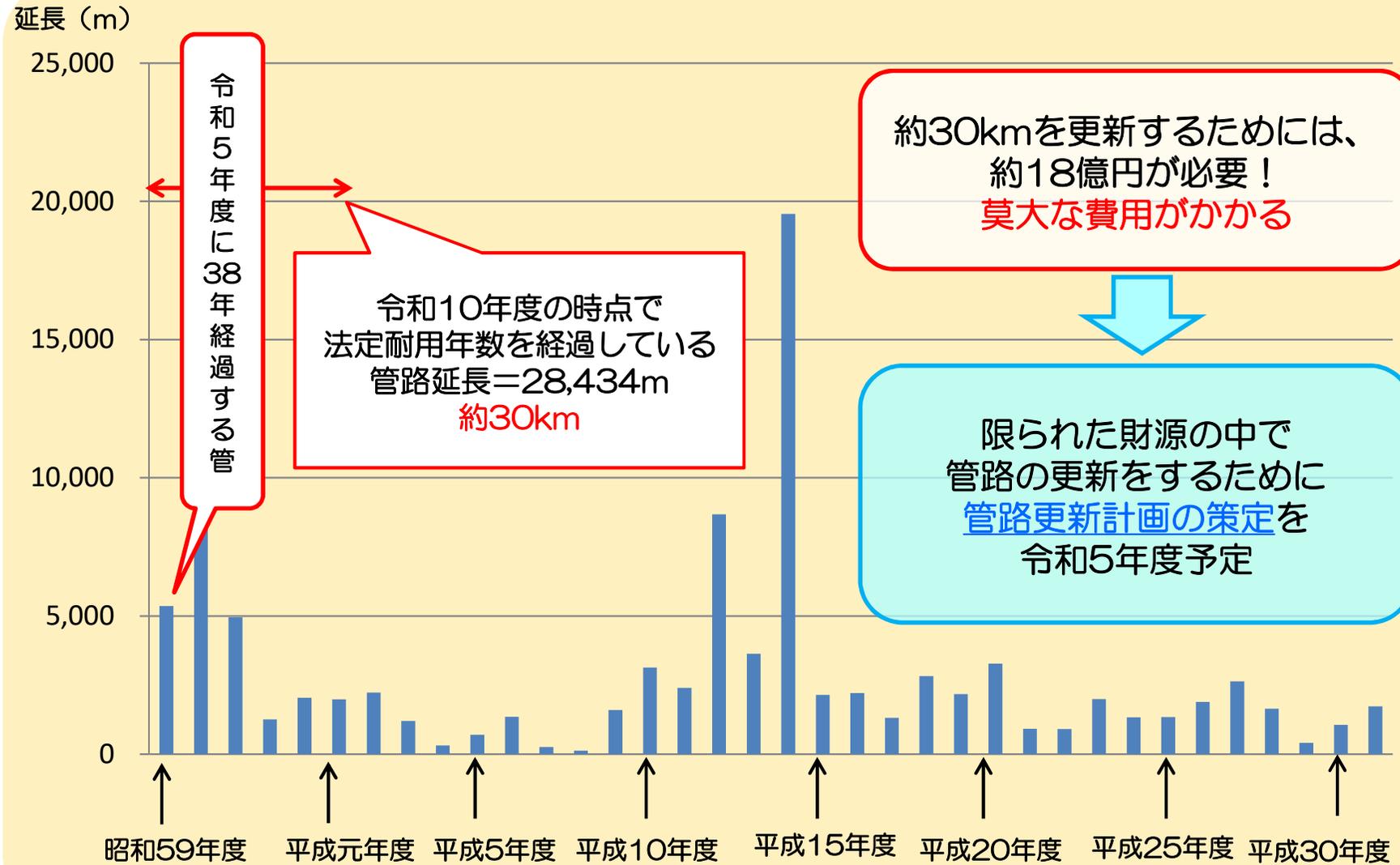
■管路の老朽化に伴う修繕費の増加。



■配水場稼働に伴い、必要経費が増加。



■法定耐用年数（38年）を超える管路の増大





水道料金改定の概要

- ◎ 平均改定率 15%
- ◎ 改定期日 令和2年4月1日

《平成31年3月7日 白井市上下水道事業審議会の答申》

市営水道は維持管理費等の経費の増加や、法定耐用年数を迎える水道施設の管路更新計画を策定し計画的な施設の更新による事業費の増加が見込まれるほか、大規模災害に備えた剰余金の確保が必要不可欠であることから、水道事業の経営健全化を推進し経営基盤の一層の強化のため、水道料金改定は必要であると答申します。

白井市上下水道事業審議会の答申を踏まえ、市は、水道料金を改定する方針としました。

令和元年9月の白井市議会において、条例の改正案が可決



経営戦略の策定と今後の改定について

市では、国からの要請を受け、いままでの課題に対応し、持続可能な事業運営を進めるため、令和3年3月、水道事業の経営戦略改定に合わせ、新たに下水道事業を含めた「白井市上下水道事業経営戦略」を策定し、上下水道事業の指針として取り組んでいきます。

なお、下記のような事項が発生した場合には、必要に応じ改定を行います。

- ①老朽管の更新計画の策定により、投資計画（整備事業費）が変更となった場合。
- ②給水区域の拡張や広域化など、水道事業の給水エリアが変更となった場合。
- ③その他、投資・財政計画の見直しが必要な場合。



水道事業における経営戦略見直し時期（案）

